## 人權目号么心。豊かに

## ◆ 心まで離れすぎないように

7月7日の七夕といえば天の川を挟んで離れ離れになった織姫と彦星が1年に一度会うというロマンティックな話を思い浮かべる人も多いのではないでしょうか。そんな織姫と彦星ほどではありませんが、新型コロナウイルスの影響で自粛期間が続いている間、「ステイホーム」や「ソーシャルディスタンス」といった言葉が表すように人との距離をとることが求められていました。また、5月の下旬に緊急事態宣言が解除されたとはいえ、今も人が集まる場所では「適切な距離」をとることが推奨されています。

そのような中、新型コロナウイルス感染症と直接的に関係がないところでも差別や偏見が起こっています。例えば、行政の要請に添って、できる限りの工夫をしながら営業を続けているお店に、誹謗中傷の電話や貼り紙をするといった迷惑行為が各地で発生しました。その他にも、県外ナンバーというだけで、車を傷つけられる等の嫌がらせを受けたり、外国人というだけで、いわれのない非難を受けたりするといったことも起きました。

感染症の拡大を防ぐためには一人ひとりの慎重な行動が不可欠です。しかし、自分や従業員の生活のためにどうしてもお店を開けなければいけない人に対してまで、過剰に非難することは人権侵害につながってしまう場合があります。また、県外ナンバーや外国人に対する嫌がらせ等の問題も、許されないことであり人権侵害となり得るのです。

今回の新型コロナウイルス感染症の例に限らず、大きな事故や災害などの非常事態に、「不謹慎だ」と感じる行動をしている人がいるかもしれません。しかし、そこで「相手にも何か事情があるかもしれない」と思いやりの心を持つことができれば、相手を傷つけずに済むかもしれません。物理的に距離をとる必要はあっても、心の距離は相手から離れすぎないようにしたいものです。

「広報ひた」 令和2年7月1日号掲載